

平成二十三年七月十五日受領
答弁第三〇三号

内閣衆質一七七第三〇三号

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問に対する答弁書

一について

菅内閣としては、菅内閣総理大臣及び閣僚による訪日外国要人との会談、閣僚による外国訪問等により外交案件を着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。

二について

先の答弁書（平成二十三年六月二十四日内閣衆質一七七第二五〇号）一についてでお答えしたとおり、外務省において北方四島における共同経済活動について検討を行っている具体的な部局については、外務省内の検討の内容にも関係する事項であり、これを明らかにすることにより、今後の検討等に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたものである。

三から五までについて

北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないとの前提で、何ができるかについて検討を続けているところであり、お尋ねの「根室管内の一市四町」を含め様々な関係者の意見も参

考にしつつ検討していく考えである。関係者との個別のやり取りについて明らかにすることは、今後の検討等に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。